

令和元年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和元年12月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上青木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8番	前 田 太	9番	渡 辺 年 範
----	-------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	出 口 一 伸	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	石 本 五 十 鈴	会 計 課 長	森 下 哲 成
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	水 下 泉
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	石 田 修 次

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 8号 専決処分した事件の報告について

第 2 議案第 35号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

第 3 議案第 36号 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例について

第 4 議案第 37号 大崎上島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の

一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 38 号 平成 31 年度大崎上島町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 6 議案第 39 号 平成 31 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 40 号 平成 31 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議案第 41 号 平成 31 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 9 議案第 42 号 平成 31 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 10 議案第 43 号 平成 31 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 11 議案第 44 号 平成 31 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 議案第 45 号 平成 31 年度大崎上島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 13 議案第 46 号 工事請負契約の変更について
- 第 14 議案第 47 号 財産の取得について
- 第 15 議案第 48 号 財産の取得について
- 第 16 議案第 49 号 財産の取得の変更について
- 第 17 認定第 1 号 平成 30 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 認定第 2 号 平成 30 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 認定第 3 号 平成 30 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 認定第 4 号 平成 30 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 認定第 5 号 平成 30 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 認定第 6 号 平成 30 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳

出決算認定について

第 2 3 認定第 7 号 平成 3 0 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 4 認定第 8 号 平成 3 0 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 5 認定第 9 号 平成 3 0 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 6 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 7 認定第 1 1 号 平成 3 0 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 8 認定第 1 2 号 平成 3 0 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について

第 2 9 議員派遣について

第 3 0 各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 2 名です。定足数に達していますので、これより令和元年第 4 回大崎上島町議会定例会第 2 日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、報告第 8 号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 専決処分第 3 号、報告第 8 号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和元年 1 1 月 1 4 日付で広島県市町総合事務組合理約の変更について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会

に報告するものです。

内容は、広島県市町総合事務組合の構成団体である甲世衛生組合が令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、組合規約の一部を改正を行うもので、改正内容については組合規約の別表第1、組合を組織する地方公共団体及び別表第2、組合の共同処理する事務から甲世衛生組合を削除することとしたものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第35号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第35号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和元年8月7日に人事院より国家公務員給与改定の勧告があり、その内容は公務員と民間の給与を比較した結果、民間が公務員給与を上回っていることから、月例給については民間給与との格差を埋めるため平均0.1%を引き上げ、特別給についても民間の支給割合に見合うよう0.05カ月分引き上げるものとしたものです。また、住居手当においても、所要の改定を行うこととされており、本町においても人事院勧告に準じ、職員給与等の改定を行うことといたしました。

主な改正内容は、職員給与では、人事院勧告と同様に月例給については民間給与との格差を埋めるため平均0.12%の改定を行うこととし、特別給については支給月数を0.05カ月分引き上げることとし、月例給については平成31年4月1日から、特別給については公布の日から適用することとしております。住居手当では、手当支給対象となる家

賃額の下限を4,000円引き上げ、支給額の上限を1,000円引き上げることとし、令和2年4月1日から適用することとしています。

また、令和元年6月14日公布の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴う所要の改正も行うこととしております。

詳細については、総務企画課長より説明をいたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

まず、職員給与の改定については、人事院勧告と同様に月例給については民間給与との格差を埋めるため、初任給では民間との間に差があること等を踏まえ、大卒程度初任給を1,500円、高卒者初任給を2,000円引き上げるとともに、これを踏まえ30代半ばまでの職員が在籍する号給について所要の改正を行うこととし、平均改定率は0.12%となっています。

特別給については、民間の支給割合に見合うよう支給月数を0.05カ月分引き上げることとし、民間の支給状況等を踏まえ引き上げ分を勤勉手当に配分することとして、年間の総支給月数は、期末手当は2.6カ月で変更はなく、勤勉手当が1.85カ月から1.9カ月となり、合計では4.45カ月分から4.5カ月分となります。

期末勤勉手当の特別給の支給割合について、条例改正後は6月期よりも12月期の支給割合が高くなっておりますが、令和2年度支給分からは支給対象勤務期間が同一であることを踏まえ、6月期と12月期の支給割合を均等とすることとしております。

住居手当については、手当支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、また手取り額の上限を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げることとしております。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴う改定につきましては、地方公務員法第16条に規定されております一般職の職員となり、または競争試験、もしくは選考を受けることができるものの、欠格事由から同条第1項の成年被後見人及び被保佐人の規定が削られることに伴う所要の改正も行うこととしております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 住居手当の部分についてお聞きします。今回の改正で、この範囲内におさまる職員の方はどれぐらいいますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 越田議員の質問にお答えします。

対象となる人数でございますが、正確な数字は控えてはないんですけども20人弱という事です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） これはいわゆる家賃の補助というか、そういうふうな手当で部分なんですけど、このまちで地元の家を建てて地域のために頑張ろうとしている職員の方もたくさんいらっしゃると思いますけども、今回家賃を払いながらっていうのは島外の方がメインになるんですか、その点を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 島外だけではなく、町内におきましても賃貸している住宅に住んでいる職員も全てが対象となります。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） これは、住居の自由というか、そういうふうな権利があるんですけどここに住んだらええとかいけんとか、そういうことは言えんですけども、できる限り地元には、大崎上島町にはなかなか賃貸という部分が少ないと思うんですけども、なるべく職員の方には地元で根づいてもらって、何かあったときに緊急対応ができるような体制づくりっていうのもあわせて考えてもらいたいと思うんですけど、その辺の点はどういうふうな話をしているか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 越田議員の質問にお答えします。

おっしゃられるようにできるだけ職員がこの町に住むということにつきましては、新規採用職員を採用する際には、できるだけ町内の賃貸住宅等を紹介して住んでいただくよう

にお願いはしておりますが、越田議員もおっしゃられたように自由というのがありますので、強制はできないのであくまでも依頼をしているというところでございます。

○2番（越田賢一君） はい、わかりました。いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） それに関連してですけれども、公務員が全体の奉仕者ということで、すけれども、地方公務員においては自分が採用されている自治体が全体であろうと思うんですけれども、その辺についての見解はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 早く答弁をお願いします。

総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

閑田議員がおっしゃるとおり地方自治体の職員については全体の奉仕者というのは、そのまち、その自治体のものを全体の奉仕者と考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 居住の自由ということ、憲法で規定された基本的人権の最たる部分ではあるんですけれども、そこに住民税を払えない人が奉仕者と言えるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） うちのまちだけに限ったことではなくて、日本国中でそういう例は多々あるとは思いますが、できるだけこのまちに住んでいただくようにということをお願いすることしか今のところはないのかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 今、日本全国的にという話がありました。地域においては、それこそ日本全国どこでもそうだろうと思うんですけれども、人材不足ということが課題となっております。この人材不足を解消していくために地元いかに住民として根づいていただくということが重要であろうと思うんです。そういったことを踏まえていったときに、やはり基本的な部分、権利の主張も当然大事なことはありますが、義務をきちっと果たすということ、それは公務員としての責務として遂行させるような取り組みというものを行政としてはやっていくべきだと思うんですけれども。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） できるだけこちらのほうへ住むという環境を整備するっていうのも一つの方法だと思っております。具体的には特に新たな住居を整備するのも一つの方法だと思っておりますので、その辺も踏まえて検討してまいりたいと思っておりますので。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第35号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第36号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第36号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日に地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別

職、非常勤職員及び臨時的任用職員の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への円滑な移行を図ることを目的に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本庁においても法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等についての必要な事項について条例で規定をするものでございます。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の内容についてご説明申し上げます。

本町の会計年度任用職員への移行につきまして、特別職、非常勤職員とするのは、省令で定める有識者等、有識者等とは産業医、学校医、監査員、選挙管理委員、農業委員、鳥獣被害対策実施隊員などでございますが、その有識者等に限定し臨時職員とするのは常勤勤務を要する職の欠員、この場合、産休、病休の代替職員等を考えております。その欠員に限定し、それ以外の特別職、非常勤職員、臨時職員及び一般職、非常勤職員につきまして会計年度任用職員に移行するものです。

本町における会計年度任用職員への制度の概要ですが、任用につきましては会計年度ごとに原則公募により任用し、勤務時間につきましてはパートタイム勤務で運用することとしまして、フルタイム勤務は想定しておりません。

報酬につきましては、現行の報酬、賃金を会計年度任用職員の移行した場合の月額、日額及び時間額を算出し、職種ごとに決定し、基準として給与表は直近上位に位置づけるものとしております。

期末手当につきましては、週の勤務時間20時間以上かつ任用期間6カ月以上を満たしたものを対象者とし、一般職の期末手当の規定、大崎上島町職員の給与に関する条例第19条から第19条の3を準用することとしておりますが、現在、特別職非常勤職員で報酬額を国が統一している職及び既に報酬額が上位に位置づけられているものは期末手当の対象外とすることとしております。

次に、条例の概要ですが、第1条で趣旨を、第2条でフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の定義を定めております。第3条ですが、会計年度任用職員の給与の種類を規定しております。第4条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員についての規定で、第4条では給与を、第5条で職務の級を定めております。第6条ですが、号給は任

命権者が決定する旨を規定し、第7条では給与の支給方法について規定しております。第8条から第13条では地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について定めております。第14条では勤務1時間につき支給する手当に係る端数処理についてを、第15条では期末手当の支給基準及び支給額を、第16条で勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、第17条で勤務しないときの給与の減額を規定しております。第18条から第28条までは、パートタイム会計年度任用職員についての規定で、第18条では報酬の算出方法について規定しております。第19条から第21条では、時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬の算出方法について規定しております。第22条では勤務1時間当たりの報酬額の端数処理について規定し、第23条で期末手当の支給基準及び支給額を、第24条で報酬の支給方法について規定しております。第25条では勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定しております。第26条では報酬の減額を、第27条で通勤に係る費用弁償を、第28条では公務のための旅行に係る費用弁償について規定しております。第29条では、給与からの控除についてを、第30条では町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めております。第31条については、委任規定として条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第36号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第37号大崎上島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第37号大崎上島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、利用計画の定まっていない町有地の有効利用と定住促進を目的とし、また定住を希望する者の町有地売却に係る要望に迅速に対応することを可能とするため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としては、町が定住を促進をするため特別な条件を付して普通財産を譲渡する場合においては、時価よりも低い価格で譲渡することを可能とするため、当該条例第3条普通財産の減額譲渡に係る規定に定住促進するため独自の条件を付して譲渡するときの規定を加えるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第37号大崎上島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第38号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第38号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

本案は、平成31年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ5,229万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億127万5,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、人事院勧告の実施に伴う人件費ほか西野干拓地排水機修繕、単県急傾斜地崩壊対策事業の執行に要する経費の追加計上等、事業の執行に伴い、予算の補正が必要となった事業等の予算について所要の補正を行うものであります。

第2表繰越明許費では、新たに庁舎管理費についてその事業費を翌年度に繰り越すこととしており、第3表債務負担行為の補正では、産業振興施設指定管理委託料の追加を、第4表地方債の補正では医療費補正、事業費等の補正に伴い負債の限度額について補正を行っております。

歳入予算については、国県支出金、町債、その他の特定財源を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務企画課長より説明をいたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。

第2表繰越明許費では、庁舎改修事業に要する経費について年度内の完了が見込めないことから庁舎管理費6,114万9,000円を次年度に繰り越すこととし、計上しております。

第3表債務負担行為の補正では、産業振興施設の指定管理委託料について追加計上しております。

6ページをお願いします。

第4表の地方債の補正では、当該事業の事業費の増額及び財源更正に伴い補正を行いましたので、起債の限度額について4事業総額で680万円の増額を行っております。

10ページをお願いします。

歳入予算でございます。

分担金及び負担金では、分担金の土木費分担金として事業費の増額に伴い急傾斜地崩壊防止対策費分担金79万3,000円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として対象事業費の増額に伴い、生活困窮者自立相談支援事業8万4,000円を追加計上しております。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、交付額の決定に伴い離島活性化交付金1,314万2,000円などの追加を、土木費国庫補助金では交付額の決定に伴い社会資本整備総合交付金2,451万3,000円の減額を、消防費国庫補助金では交付額の決定に伴い社会資本整備総合交付金200万円の増額を新たに計上しております。

11ページをお願いします。

県支出金では、県補助金の土木費県補助金として事業費の増額に伴い急傾斜地崩壊対策事業県補助金350万円の追加を計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金5,526万5,000円の追加を計上しております。

諸収入では、雑入として補助採択数の決定に伴い、雑入自治宝くじ助成金でございますが、500万円の減額を行っております。

次に、町債では、町債の総務債として事業費の増額に伴い、庁舎改修事業90万円の追加を。

12ページをお願いします。

農林水産業債の農業債では、事業費の増額に伴い、排水機場整備事業380万円の追加を、土木債の河川債では事業費の増額に伴い、単県急傾斜地崩壊対策事業360万円の追

加を、消防債では国補助金の充実に伴い、地域防災計画等改定事業150万円の減額を行っております。

13ページをお願いします。

歳出予算でございますが、会計全体にわたり人事院勧告の実施等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の一般管理費として、給与支払い報告書の電子化対応に要する経費として一般総務管理諸費33万円の追加を、財政管理費では地方自治法施行規則の一部改正に伴うシステム改修経費として一般財政事務処理費44万円の追加を、財産管理費では庁舎改修事業の増額に伴う管理業務経費の追加として庁舎管理費99万円の追加を。

次に、企画費では、14ページをお願いします。

補助採択数の実績に伴い、宝くじコミュニティ助成金事業500万円の減額を、教育の島推進費ではふるさと納税の使途指定寄附金に係る補助金として、教育機関誘致団体支援事業26万6,000円の追加等を、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、15ページをお願いします。

マイナンバーカード交付の円滑化に要する経費等として、通知カード、個人番号カード関連事務費20万円の追加を計上しております。

次に、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費として国民健康保険事業特別会計繰出金807万7,000円の追加を。

16ページをお願いします。

障害者福祉費では、前年度事業の精算に伴う返還金として重度心身障害者医療費等3事業で336万円を、介護保険費では介護保険事業特別会計繰出金465万3,000円の減額等を、生活困窮者福祉費では、前年度事業の精算に伴う返還金等として自立相談支援事業38万4,000円の追加を、児童福祉費の児童措置費では、給付実績見込みに伴い乳幼児等医療費給付事業106万6,000円の追加を。

17ページをお願いします。

生活保護費の扶助費では、前年度事業の精算に伴う返還金等として、生活保護費1,445万9,000円の追加を計上しております。

次に、衛生費では、保健衛生費の保険事業費として前年度事業の精算に伴う返還金等として自立支援医療、育成医療20万7,000円の追加を。

18ページをお願いします。

清掃費の清掃総務費では、負担金の実績見込みに伴い広島中央環境衛生組合負担金36万1,000円の追加を、上水道費の上水道費では、上水道事業会計補助金63万1,000円の追加を計上しております。

次に、農林水産業費では、農業費の農地費として特別会計の補正に伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金196万6,000円、西野干拓排水機場整備の更新に要する経費として西野干拓排水機維持管理費403万7,000円、県の事業予算補正に伴い大崎東地区畑地帯総合整備事業1,275万円をそれぞれ追加計上しております。

19ページをお願いします。

商工費では、商工費の商工観光施設費として産業会館改修後の利用環境を整えることとし、歳出科目の科目構成を行っております。

次に、土木費ですが、20ページをお願いします。

道路橋りょう費の道路橋梁総務費として交通事業特別会計繰出金407万6,000円の追加を、道路維持費では、国費の減額に伴い一般財源との財源更正を、道路新設改良費では、県道改良事業負担金185万9,000円の追加を、河川費の急傾斜地崩壊対策費では、清光寺地区工事の増額として単県急傾斜地崩壊対策事業793万1,000円の追加を、港湾費の港湾管理費では港湾管理特別会計繰出金2万3,000円を、都市計画費の公共下水道費では公共下水道事業特別会計繰出金12万9,000円を、特別会計の補正に伴いそれぞれ追加計上しております。

21ページをお願いします。

住宅費の住宅管理費では、維持管理費の不足見込みに伴い、子育て住宅維持管理費80万円の追加を計上しております。

次に、消防費では、消防費の災害対策費として地域防災計画等策定事業に対する国補助金の充実に伴い財源更正を行っております。

次に、教育費ですが、22ページをお願いします。

教育総務費の就学奨励費として貸付実績見込みに伴い、3事業で86万円の減額を行っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

質問はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 18ページの畑地帯総合整備事業、これについて詳しく教えてください、1,200万円。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 越田議員の質問にお答えします。

今回の補正については、県営事業の増額に伴う町の負担金の増額です。

内容については、畑地帯総合整備事業において塩害の対策が必要なことから、塩害対策費として今年度計上しております。また、次年度も管路のパイプラインの工事に伴って地盤改良の必要があるということが予想されておりますので、来年度も増額の予定になっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） この事業は、いろいろ課題が多分山積みだと思うんですけども、客土、盛り土等とかして対策を練らないといけないような事案が発生してると思うんですが、今回この1,200万円余りの中に購入土の費用とか、そういうのは含まれているんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今年度については、購入土も一部圃場側の完成する部分がありますので、その部分の購入土も一部含まれております。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） これは、いろいろ変更とかあってなかなかいつできるのみたいな疑問を持たれてる方がたくさんいらっしゃると思いますが、今の計画ではいつから実際に作物を、植えつけ等をできるような状況ですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今年度は、ボウリング場の裏側を中央区っていうふうに説明しとるんですけども、その中央区に関して今年度1月、2月ぐらいに苗木を植える予定にしております。残りの部分は32年、33年というふうに、令和2年、令和3年というふうに計画しております。

○2番（越田賢一君） はい、わかりました。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○2番（越田賢一君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかにご質問ありませんか。

前田議員。

○8番（前田 太君） 16ページ、9の生活困窮者福祉費について基本的なことをお伺いします。

この生活困窮者の基準、それと使い道をいま一度ご説明ください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 前田議員の質問にお答えします。

生活困窮者の対象者ですが、経済的に困っている、生活に困窮している方が対象となっており、事業といたしましては、そういった方の相談を受けたときにどういったら自立していけるか、計画プランを立てまして、そこからその方が自立に向けて生活できるように行っていくものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） ということは、生活保護に至る前の段階で予防的措置であるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） はい、前田議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○8番（前田 太君） 了解です。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○8番（前田 太君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 1点だけ教えてください。

19ページにあります商工観光施設費の工事請負費、減として764万2,000円が科目更正となっております。この科目更正で、多分これは産業会館のことじゃろうと思うんですけど、備品購入に充てた金額なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） この科目更正は、工事請負費の入札残を備品購入として

購入するものです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ここに費用として一応椅子が200個、机が55個、キャスターが10個、可動式ステージとありますけど、これは購入する場合には町単独で決めて管理してもらう商工会のほうへお願いしたのか、それとも商工会のほうと一応協議してこれだけの数をしますけどどうですかということ相談したのかどうか、これを教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 商工会のほうと協議してこの数字を出したのと、あと古いものがあるんですけども、それでほとんどが使えない状況がありまして、その辺を協議しながら数字を決めました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 10ページ、歳入なんですけど、土木費国庫補助金2,400万円の減額ということなんですけども、これによって影響を受ける事業について説明をいただきたいのと。1個ずつ行きましょうか、とりあえずそれをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 歳入減について影響を受ける事業があるのかということなんですけども、町単独費、起債等で手当てをするので総額の予算については変わりませんので、影響を受ける事業はございません。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 何年か前から同じような状況が続いと思うんですけども、国のほうではこれは改善するつもりはないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 国の方針なので、私が何とも言いがたいところはあるんですけども、国から通達されているというのは、国は防災安全に特化して、その部分については予算をつける、また高速道路、高規格道路については予算はしっかりつけますよとい

うようなお達しがございます。その中で、本町の中では防災安全、落石対策とか橋梁補修についてはまずまずの予算はついている中で、道路改良においては交通量が少ないという現実がありまして、その辺を国も把握しているようなので年々国費の配分が減っているという中で減っている状況です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

では次に、18ページ、農林水産費、農地費の、先ほどもありました畑地帯総合整備事業のところについてなんですけども、塩害については当初より想定されたものだと思うんですけども、今さら増額になるという理由がいまいちわからないんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 県のほうで客土をする前に調べておいたんですけども、部分部分に出るところが発生するということがわかりまして、最初はコアな部分をチェックをしたんですけども、そこには入植してレモンが枯れるような塩害は出てなかったんですけども、ほかのところでも何回かチェックすると枝部分で塩害が出たということがわかったので、それをほっておくとほかのところにも影響が出るということで一旦客土を外して調査したっていうような結果になっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） それと、その畑地帯総合整備事業に絡んで、購入土の話がありました。購入土、県が買い付けるということで2年前に契約をされとったはずなんですけども、これがつい最近契約解除になってますよね。そこら辺の経緯についてはご存じでしょうか、何か聞いてってでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県営事業で県と民間とで契約したというのは、後から県のほうから聞いておりますが、その契約書があるということは聞いてません。それから、変更についてはまた協議をして数量が減ったというのは県から聞いておりますけれども、その間に町は入っておりませんので、詳細なことについては把握しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 契約主体は広島県ですから、町は確かに契約そのものに関与していないのは当然なんですけども、住民の方に損害を生じるような事案が発生しとることにつ

いてはきちっと調査していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その点については、県に詳細を求めていきます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 11ページのところにあります財政調整基金として5,526万5,000円の繰入金がありますけど、今現在でこの財政調整基金、つまりうちのへそくりのような感じになると思うんです。これは、幾ら残がありますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。補正後でございますけれども、財政調整基金残高17億761万7,000円の見込みです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 21ページなんですけど、住宅費の住宅管理費で80万円、子育て住宅の維持管理で2部屋を修繕するということで計上されておるんですけど、町営住宅関係の管理は、修繕とか退出時なんかどのような管理を行われとんかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町営住宅においては、退去時にきれいにしてもらって敷金等から繰り入れをしてもらって、次の人にきれいな形で渡すという形で管理しております。

○議長（信谷俊樹君） よろしいですか。

○1番（尾尻康二君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） そこら、退出されたときの状況はちゃんとあれですか、検査されるようなことがあるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 使用者と町の職員とで立ち合っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 年間どの程度の管理費が要ってるんですか、今。大体の、資料が

ないけんすぐはわからないと思うんですが、感触的で。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町営住宅に限ると600万円ぐらいだったと思ってます。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑がないようなので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第38号平成31年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第39号平成31年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第39号平成31年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,050万5,000円と定めるものです。

歳入予算では、国民健康保険税795万2,000円、県支出金178万円を減額する一方、繰入金807万7,000円、諸収入182万4,000円を追加計上しております。

歳出予算では、総務費 1 6 万 9, 0 0 0 円を追加計上しているとともに、歳入予算の補正に伴う財源更正を行っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 3 9 号平成 3 1 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 9 号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 7、議案第 4 0 号平成 3 1 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 4 0 号平成 3 1 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 8, 4 7 6 万円と定めるものです。

歳入予算では、保険料 1 1 1 万 3, 0 0 0 円、国庫支出金 3 2 1 万 9, 0 0 0 円、支払

基金交付金189万円、県支出金68万5,000円の追加をする一方、他会計繰入金を465万3,000円を減額計上しております。

歳出予算では、保険給付費を700万円追加し、総務費375万8,000円、地域支援事業費98万8,000円を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第40号平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第41号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第41号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,739万1,000円と定めるものです。

歳入予算では、繰入金を12万9,000円を後期高齢者医療保険料15万円、追加計上いたしております。

歳出予算では、公共下水道総務費に職員人件費2万2,000円、公共下水道事業費に管路施設維持管理費10万7,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第41号平成31年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第42号平成31年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第42号平成31年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,172万8,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰入金196万6,000円を追加計上しております。

歳出予算では、農業集落排水総務費、職員人件費3万8,000円、農業集落排水事業費、処理場維持管理費179万6,000円を計上しております。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第42号平成31年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第43号平成31年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第43号平成31年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算

(第2号)について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,037万4,000円と定めるものです。

歳入予算では、繰入金2万3,000円を追加し、歳出予算では、港湾費2万3,000円を計上いたしております。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(信谷俊樹君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第43号平成31年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決定されました。

○議長(信谷俊樹君) 日程第11、議案第44号平成31年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高田幸典君) 議案第44号平成31年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億432万4,000円と定めるものです。

歳入予算では、繰入金407万6,000円を、歳出予算では、事業費407万6,000円を追加計上しております。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第44号平成31年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） これより日程第12、議案第45号平成31年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第45号平成31年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、収益的収支及び支出の予定額において水道事業収益を5億3,378万1,0

〇〇円、水道事業費用を5億3,106万4,000円と定めるものです。

水道事業収益では、営業外収益の一般会計補助金63万1,000円を追加計上し、水道事業費用では、営業費用の職員給与費63万1,000円を追加計上をしております。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第45号平成31年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。

10時20分から再開いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第46号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第46号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

東野小学校大規模改修工事は、令和元年5月30日に臨時会において議案第4号として工事請負契約の議決を受け、施工してまいりましたが、工事の内容変更が必要となり、請負金額1億8,260万円を1億9,105万2,400円に増額変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、校舎外壁のひび割れ改修、床の張りかえ、可動式間仕切り戸改修工事等を追加し、請負金額を845万2,400円増額するものです。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） これで討論を終結します。

これより議案第46号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第47号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第47号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、平成31年度F T T H機器更新に係る財産取得契約について議会の議決を求めるものです。

本契約は、10月15日に平成31年度F T T H機器更新に係る仮契約を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により株式会社エネルギー・コミュニケーションズと契約金額1,176万2,300円で締結したものです。

契約の概要は、本庁電算室拠点スイッチ、中継所スイッチ、集合型メディアコンバーター装置等F T T H事業におけるネットワーク関連機器の老朽化に伴う更新です。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） これは設備の老朽化による更新ということで、これ自体に異議はないんですが、機器の部分はいいんですけども、これをせっかく更新してもネットワークそのもの、大もとの部分が老朽化して、通信速度等かなり時代おくれな状況になっただけですけども、この点について、総務委員会でもいろいろと議論はしているところではありますが、情報化社会ということで、例えば今やと無線アクセスポイント、W i - F iの整備とかやっておりますけども、W i - F iアクセスポイントを設けたところで、結局そのネットワーク本体の部分がきちっと整備されていないと、そこの無線ポイントとかが最新のもので更新整備されていたとしても、無用の長物のようなものになってしまうんじゃないかと懸念しているんですけどもいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり現在の速度等については、最新のものになってはないものと考えております。しかし、現在のF T T Hの契約について、令和5年度までの契約となっております。令和6年度以降については、これから検討してまいるところでございます。更新につきましては、今年度1,000万円を超えての更新をさせていただく予定ですけども、次

年度以降はそういったものも踏まえ、最低限の更新、定かではございませんが、300万円から400万円程度を想定しておりますけども、それで最低限の更新をかけて令和5年度までの契約中に次年度以降のネットワークについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○3番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 今の質問に関連してなんですけども、最低限の更新とおっしゃられましたけども、これは住民サービスの向上というか、そういう部分を考えた場合、どうですか、やっぱり最低限で果たしていいのかどうか、そこら辺がひとつ課題にはなると思うんですけども、今、閑田議員が言いましたけども、大もとが古いというのは重々承知の上で、でもその中でもこの庁内にあります機器の老朽化というか、古くなった部分に関して速度等、住民に対して支障を来している部分が多いと思うんですが、その部分に関しては、最低限というか最新のものをどんどんどんどん取り込んでいくっていうのは、それは住民のサービスの観点からいうと必要なんではないかなとは思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 最低限と申しましたのも、現在のサービスを落とすという意味ではございません。それは最低限確保して、当然機器更新ですから、新しくなるところについてはよくなるものと考えております。

○2番（越田賢一君） はい、わかりました。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○2番（越田賢一君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第47号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第48号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第48号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、去る11月26日に職員用パソコン機器購入に係る入札を、地方自治法施行令第167条第1項の規定に基づき、指名競争入札で行った結果、大和企画が1,534万5,000円で落札し、11月29日に仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の概要は、メーカーサポートが終了する職員用端末のセキュリティーリスクに対応するため、デスクトップ型パソコン127台、ノートブック型パソコン7台を更新するものです。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより議案第48号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第49号財産の取得の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第49号財産の取得の変更について提案説明を申し上げます。

小型動力ポンプ付普通積載車購入については、令和元年9月20日第3回定例会において、議案第33号で財産取得の議決を受け執行してまいりましたが、消費税引き上げ等の時期と重なったことにより車両等を含む部品納入におくれが生じることとなったため、納入期限を令和2年1月31日から令和2年2月28日に変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第49号財産の取得の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

日程第17、認定第1号平成30年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第12号平成30年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。議案第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

本件については、決算特別委員長の報告を求めます。

前田 太委員長、演台にお進みください。

○決算特別委員長（前田 太君） 決算特別委員会よりご報告申し上げます。

先月、11月6日、7日にわたり各課より資料を提出いただき、委員全員で慎重かつ熱心に審議し、それぞれの問題点を提言させていただきました。細目につきましては、お手元の資料をご参照いただくこととしまして、結論のみここで報告させていただきます。

結論。決算特別委員会で審議した結果、全般的にはおおむね妥当であると思われる。財政力指数は前年度比較では改善されており、実質収支比率では望ましいとされる3から5%におさまっている。経常収支比率も漸減の傾向にあるが、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされているので、継続しての努力を望む。実質公債費率が18%以上の団体は、地方財政法に基づき地方債の発行に際し許可が必要となるが、これも漸減している。しかしながら、町債残高は反転して増加となり、7月豪雨災害を考慮したとしても財政運営は厳しい状況が好転しているとまでは言えない。

一方、広島県立叡智学園が開校し、今後も生徒数は増加していくので、機会を逃さず活用すべきである。

町の活性化にはある程度の事業、投資も必要であるが、町民への周知、説明が十分では

ないと思われる側面もあった。今後も町内外からの整備建設事業も見込まれるので、必要な財源の確保や運用する人材の確保、要請が必要である。

以上により、認定第1号平成30年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算から認定第12号大崎上島町水道事業会計の決算について、全員一致で認定すべきものと決定したので、大崎上島町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 以上で委員長報告を終わります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

それでは、日程第17、認定第1号平成30年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第12号平成30年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてを一括採決いたします。

お諮りします。

認定第1号から認定第12号までを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第12号までは原案のとおり認定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第122条の規定により、別紙のとおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定いたしました。

なお、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定いたしますので、ご了承ください。

○議長（信谷俊樹君） 日程第30、各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、広報調査特別委員長において事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定されました。

本定例議会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで令和元年第4回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時38分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員